別表第三第六項第十六号の三の項の次に次のように加える。

十六の四　第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充塡する場所等との間の障壁	十六の四　圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充塡する場所又は当該ガスの充塡容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。
十六の五　第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	十六の五　水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第三第六項第十七号の三を同表第六項第十七号の四とし、同表第六項第十七号の二を同表第六項第十七号の三とし、同表第六項第十七号の項の次に次のように加える。

十七の二　第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げるもの	十七の二　第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

別表第三第六項第四十八号の項中「の障壁」を「の障壁等」に改め、「検査する。」の下に「なお、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該措置の状況を目視及び図面により検査することにより有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該筐体の外面の構造により検査する。」を加え、同表第六項第六十一号の項中「フープラップ構造」を「又はフープラップ構造」に改め、同表第八項第二十五号中「又は経済産業大臣が定める毒性ガス」を「、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガス」に改める。

別表第四第一項第一号を同表第一項第八号に改め、同表第一項第八号の項の前に次のように加える。

一　第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等	一　特定不活性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たし、かつ、目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいした特定不活性ガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視又は図面によりにより検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二　第五条第一項第二十九号の特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置	二　特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視により検査する。
三　第五条第一項第四十号のアルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造	三　アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。
四　第五条第一項第四十七号の特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置	四　特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。
五　第五条第一項第五十一号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造	五　特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
六　第五条第一項第五十三号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	六　特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。
七　第五条第一項第五十四号の準不活性ガスの製造施設の消火設備	七　特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
九　第五条第一項第六十五号トの容器置場のガスが滞留しない構造	九　特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十　第五条第一項第六十五号ルの特定不活性ガスの容器置場の消火設備	十　特定不活性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。

別表第四第三項四十号の項を次のように改める。

四十　削除	四十　削除

別表第四第三項第五十一号の項の次に次のように加える。

五十一の二　第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	五十一の二　地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
五十一の三　第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置	五十一の三　液化水素の貯槽を設置する室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
五十一の四　第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置	五十一の四　貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第四第三項第六十六号の三の項の次に次のように加える。

六十六の四　第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充塡する場所等との間の障壁	六十六の四　圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充塡する場所又は当該ガスの充塡容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。
六十六の五　第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	六十六の五　水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第四第三項第六十七号の三を同表第三項第六十七号の四とし、同表第三項第六十七号の二を同表第三項第六十七号の三に改め、同表第三項第六十七号の項の次に次のように加える。

六十七の二　第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち第五十一号の二から第五十一号の四まで及び第六十六号の五に掲げるもの	六十七の二　第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち第五十一号の二から第五十一号の四まで及び第六十六号の五に掲げるもの